

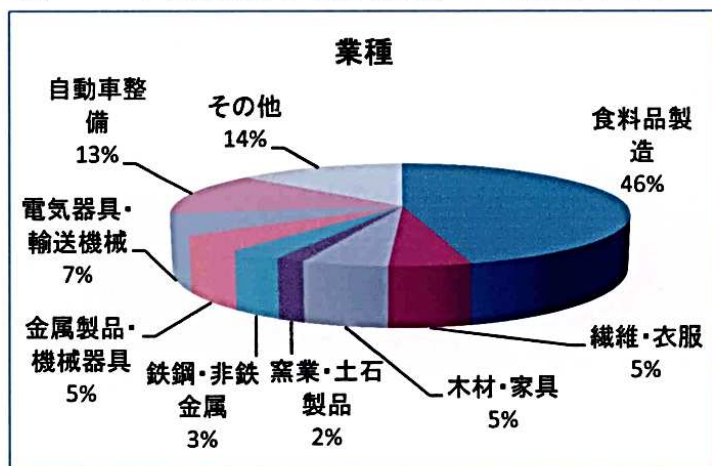
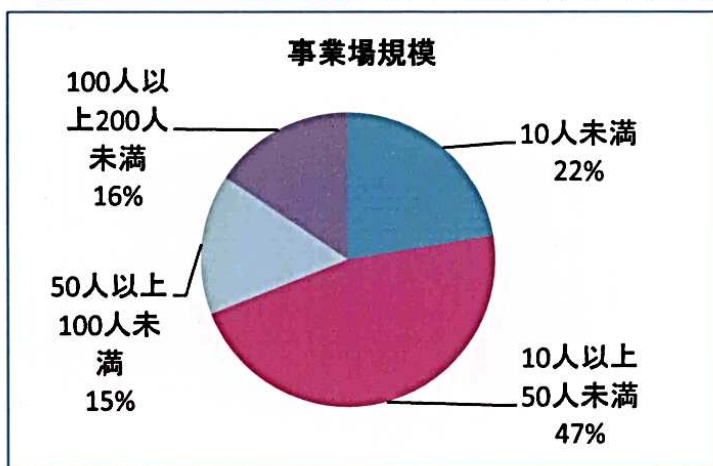
製造業における労働災害防止について

十日町労働基準監督署管内の製造業で発生した休業4日以上[※]の労働災害についてまとめました。このリーフレットを活用して、事業場内の災害防止対策の取り組み状況を確認し、状況を踏まえた取り組みを行ってください。

1. 直近3年の労働災害発生状況について(平成26年から平成28年までの59件分を集計)

(1) 事業場規模と業種について

事業場規模については、**10人以上50人未満の事業場**で多く発生しています。業種では**食料品製造**が46%で約半分を占めており、次に自動車整備13%、電気器具・輸送機械7%と続きます。



(2) 労働災害発生月と災害発生時間について

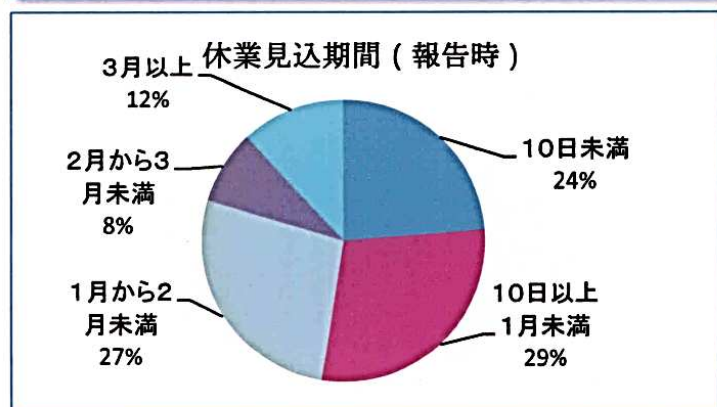
労働災害発生月を見ると、7月前後を除いて、毎月4件から7件発生している傾向があります。労働災害発生時間は就業開始時間から少し経過した**9時以降にかけて午前中に多く発生**しています。また午後は昼休み後1時間経過した**14時台をピークに多く発生**しています。



(3) 休業見込期間について

1月以上休業が必要と見込まれる労働災害が47%と約半数に上っており、**3月以上の長期の休業が見込まれる災害も12%も発生**しています。

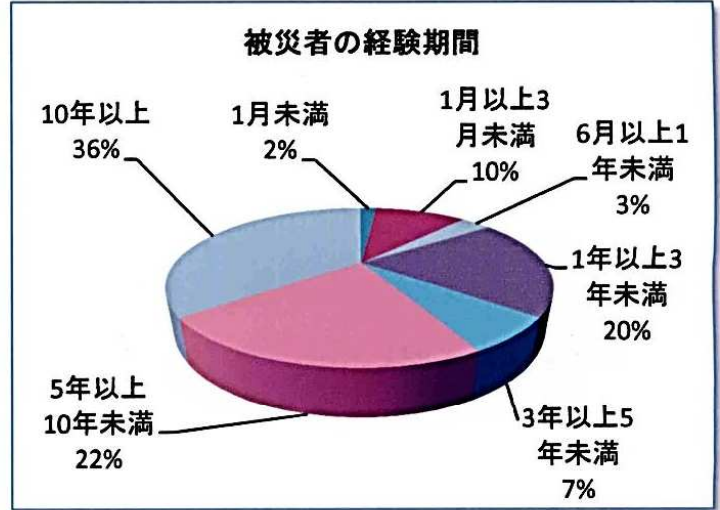
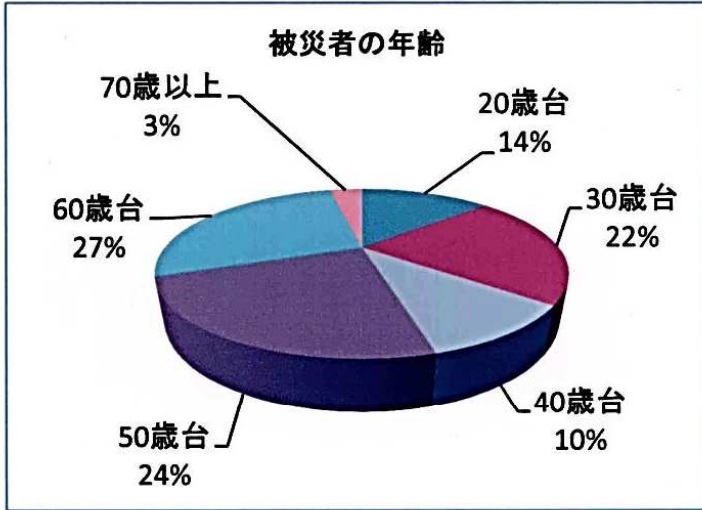
一旦労働災害が発生すると、労働者は**長い期間の休業を余儀なくされ**、それに伴い企業も労働力減少による**損失が長期間にわたっている**実態がうかがえます。



(3) 被災者の年齢と経験年数について

被災者の年齢は、30歳台、50歳台、60歳台で多くっており、特に50歳台と60歳台で過半数を占めています。

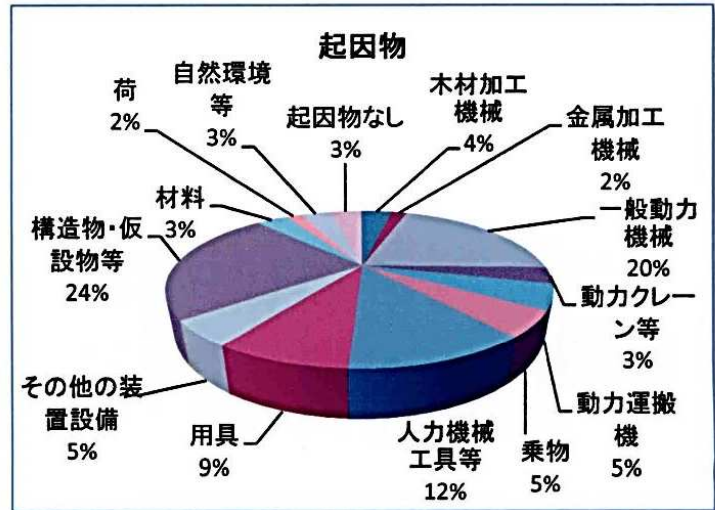
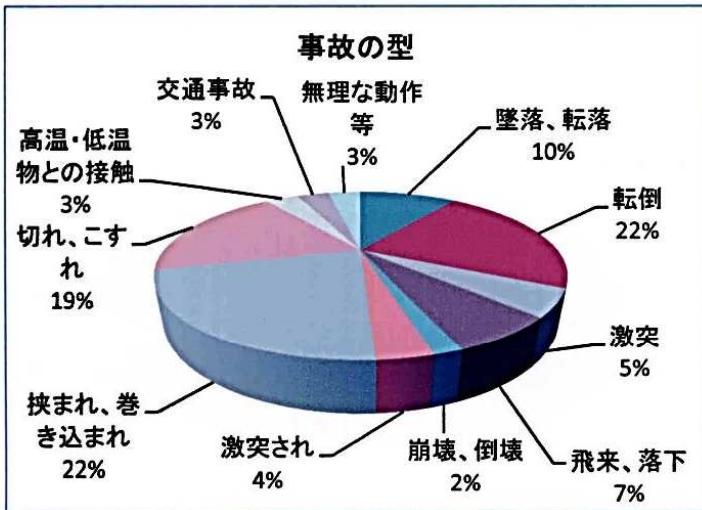
被災者の経験年数は、仕事が慣れてきた頃と思われる1年以上3年未満で割合が増加し、その後5年以上から割合が増加しています。特に経験期間10年以上では36%と高く、熟練者による労働災害が多く発生している状況となっています。



(4) 事故の型と起因物について

事故の型では、挟まれ・巻き込まれ災害と転倒災害が22%で多く発生しています。次いで切れ、こすれ災害が19%、墜落・転落災害が10%と続いています。

起因物では、転倒災害が多いことを反映して、構造物・仮設物等が24%と多くなっています。また、挟まれ・巻き込まれ災害や切れ、こすれ災害の原因となる一般動力機械(工作機械等)20%、人力機械工具(人力による機械、手工具等)12%が多くなっています。



2. 災害事例について

事例1(挟まれ・巻き込まれ)

・製麺機が詰まったため、電源を切らずに詰まった生地を除去したところ、突然機械が動き出し、手が機械に巻き込まれた。

事例2(転倒)

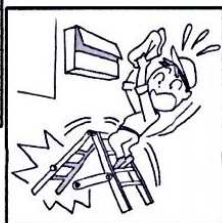
・作業場内を移動中、床に置いてあった空容器につまづき転倒した。

事例3(墜落・転落)

・脚立を使用して作業をしていたところ、バランスを崩して脚立から墜落した。

事例4(切れ、こすれ)

・包丁で肉を切っていたところ、誤って包丁が指に接触し負傷した。



3. 労働災害防止の取り組みについて

(1) ヒヤリハット、KY活動等で危険要因を確認しましょう！

作業中にヒヤリとした、ハッとしたが幸い災害にはならなかったという事例を報告・提案する制度を設け、災害が発生する前に対策を打とうというのがヒヤリ・ハット活動です。また、危険予知活動は、作業前に現場や作業に潜む危険要因とそれにより発生する災害について話し合い、作業者の危険に対する意識を高めて災害を防止する活動です。以上のほか、4S(整理、整頓、清潔、清掃)活動などさまざま活動方法があります。事業場の実態に即して、ふさわしい活動に取り組みましょう。

(2) リスクアセスメントを実施しましょう！

作業現場にある危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害(健康障害を含む)の重篤度(けがなどの程度)とその災害が発生する可能性を組み合わせるリスクを見積もり、そのリスクの大きさに基づいて、リスク低減措置を検討し、その結果を記録する先取り型の安全衛生管理手法です。ヒヤリハットやKY活動等を活用して危険性又は有害性を特定し、積極的な予防対策を講じましょう。

なお、『職場のあんぜんサイト』ホームページでリスクアセスメントが円滑にできるように、リスクアセスメント支援システムを掲載していますので、ぜひ活用してください。

(3) 作業手順書を整備しましょう！

作業手順書には、各作業の安全に関する注意事項、非常時の対応方法など、労働者が安全に作業を行う上で必要な事項を盛り込みましょう。

(4) 機械の安全対策を進めましょう！

機械の駆動部や刃など、接触することにより労働者に危険を及ぼすおそれがあるところは、覆い等を設けて接触防止を図りましょう。機械に対して安全対策を行うためには、『機械の包括的な安全基準に関する指針』や各種機械安全規格が示されていますので、これらを活用しましょう。

食品加工用機械については、平成25年10月1日から作業の特性に応じた安全対策を義務付けた労働安全衛生規則(以下「安衛則」)というが施行されました。機械の危険な部分への覆いの設置や、食品の原材料の送給・取り出し時の運転停止、用具の使用など必要な対策を講じましょう。

(5) 機械の点検を確実に実施しましょう！

クレーン、フォークリフト等の荷役機械、局所排気装置、乾燥設備などは点検等の実施時期が定められていますので、実施時期が来たら確実に実施しましょう。以下は、主な機械の点検実施時期です。

クレーン(移動式クレーン)	フォークリフト	局所排気装置	乾燥設備	プレス機械
性能検査(3t以上 2年に1回) 年次検査(年1回) 月例検査(月1回) 作業開始前点検(その日の作業開始時)	特定自主検査(年1回) 月例検査(月1回) 作業開始前点検(その日の作業開始時)	年次自主検査(年1回) 月例点検(作業主任者の職務)(月1回)	年次自主検査(年1回) 内部温度、換気、乾燥物の状態の確認(作業主任者の職務)(随時)	特定自主検査(年1回) 日常点検(作業主任者の職務)

(6) 定期的な教育を実施しましょう！

雇入れ時や新しい機械導入時、作業方法を変更したときなどに教育を行うとともに、定期的に安全に関する啓発を図るために教育を行いましょ。

(7) 『見える化』で危険個所を周知しましょう！

職場に潜む危険などは、視覚的に捉えられないものがあります。それらを可視化(見える化)すること、また、それを活用することによる安全活動です。危険認識や作業上の注意喚起を分かりやすく周知しましょう。

(8) 製品安全データシート(SDS)を取得しましょう！

事業場で使用している塗料、使用する溶剤、塗料、原料等の製品の主成分や取扱い方法を確認するために、安全データシート(SDS(Safety Data Sheets))を取得しましょう。取得したSDSは、取り扱う労働者がすぐに見ることができる箇所に備え付けましょう。

安全データシートが付されていない場合は、供給元(代理店などの納入元、メーカー)に提供を求めてください。

(9) 法令改正への対応をお願いします！

平成26年11月1日から、有機溶剤中毒予防規則に規定されていたクロロホルムほか9物質が特定化学物質へ移行し、発がん性を踏まえた措置が必要となりました。また、近年、化学物質に対する規制が強化されています。最新の情報は厚生労働省ホームページ、労働局ホームページ等を確認してください。

(10) 化学物質リスクアセスメントを実施しましょう！(平成28年6月1日施行)

一定の危険有害性のある化学物質(640物質)について①事業場におけるリスクアセスメントが義務づけられるとともに、②譲渡提供時に容器などへのラベル表示が義務づけられました。リスクアセスメントについては、施行日以降、以下に該当する場合に実施します。

法律上の実施義務	指針による努力義務
1.対象物を原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき 2.対象物を製造し、または取り扱う業務の作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更したりするとき 3.前の2つに掲げるもののほか、対象物による危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったりするとき ※新たな危険有害性の情報が、SDSなどにより提供された場合など	1.労働災害発生時 ※過去のリスクアセスメント(RA)に問題があるとき 2.過去のRA実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき 3.過去にRAを実施したことがないとき ※施行日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、過去にRAを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合

4. リーフレットの案内

厚生労働省ホームページには、安全衛生に関する各種リーフレットを掲載しています。検索サイトで『厚生労働省 安全 リーフレット』と入力して検索することで、当該ページに行くことができます。

以下のリーフレットについては、リーフレットの題名(赤字部分)を検索サイトに入力して検索することで掲載ページに行くことができます。

機械の包括的な安全基準に関する指針に関するリーフレット	各種機械安全規格を活用した事例リーフレット	改正「労働安全衛生規則」リーフレット(食品加工用機械関係)	クロロホルムほか9物質の特定化学物質への移行に関するリーフレット	化学物質リスクアセスメントに関するリーフレット

5. ホームページのご案内

『職場のあんぜんサイト』ホームページでは、労働安全衛生法や関係法令、通達を見ることができます。また、労働災害事例やリスクアセスメント支援ツールなど各種情報を掲載しています。ぜひご利用ください。

リスクアセスメント実施支援システムを掲載しています。

「見える化」事例を掲載しています。

化学物質に関する各種情報を掲載しています。また、化学物質リスクアセスメント支援システムも掲載しています。

転倒災害防止に関する各種情報を掲載しています。